

就労継続支援 A型事業所における地域連携活動実施状況報告書

事業所名	ひまわり
住 所	愛知県安城市今本町4丁目11番地2
電話番号	0566-91-9892

事業所番号	2313500353
管理者名	貞清 亜沙江
対象年度	令和7年度

地域連携活動の概要

<活動内容>

活動場所 安城市今池町上倉23

実施日程 2025,2,6

実施した生産活動・施設外就労の概要

施設野菜の栽培

利用者数 等 5名

<活動の様子>

様々な道具を使い、作業効率を上げていたり
安全面にも配慮した作業環境になってます。



<目的>

地域連携活動のねらい 農業継承や新たな就業機会の創出

地域にとってのメリット 地域住民との共同作業を行うことで
交流の機会が増える

対象者にとってのメリット 適度な運動や社会参加の機会を得られる

<成果>

実施した結果 活動を通じて地域内のつながり広げられました

得られた成果 農業の難しさ身体の動かし方など学べました

課題点 コミュニケーション不足を感じました

連携先の企業等の意見または評価

施設利用者が農作業を通じて社会参加できる機会となり、非常に有意義な活動でした

作業を楽しみにしている利用者も多く、適度な運動や生活リズムの安定にもつながっています。

今後は作業の種類を増やしたり、より多くの人が参加できるような仕組みを考えていけるといいと思いました

連携先企業名	アグリ神谷	担当者名	神谷孝男
--------	-------	------	------

就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)

事業所名	ひまわり
住所	愛知県安城市今本町4丁目11番地2
電話番号	0566-91-9892

事業所番号	2313500353
管理者名	貞清 亜沙江
対象年度	令和7年度

(I) 労働時間	
①1日の平均労働時間が7時間以上	
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	○
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	
⑧1日の平均労働時間が2時間未満	
⑨10点 ⑩20点 ⑪30点 ⑫40点 ⑬50点 ⑭60点 ⑮70点 ⑯80点	点

(IV) 支援力向上(※)	
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会	
参加した職員が1人以上参加している	○
②研修、学会等又は学会誌等において発表	
1回以上の場合	○
③視察・実習の実施又は受け入れ	
いずれか一方のみの取組を行っている	○
④販路拡大の商談会等への参加	
1回以上の場合	○
⑤職員の人事評価制度	
人事評価結果に基づき定期に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	○
⑥ピアサポーターの配置	
ピアサポーターを職員として配置している	
⑦第三者評価	
過去3年内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。	
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等	
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるもの認証を受けている	
小計(注2)	5
(※) 8項目の合計点に応じた点数	点
(注2) 5以上:15点、4~3:5点、2点以下:0点	

(II) 生産活動	
①過去3年の生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上	
②過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上	
③過去3年の生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う賃金の総額以上	○
④過去3年の生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上	
⑤過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満	
⑥過去3年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満	
⑦60点 ⑧50点 ⑨40点 ⑩20点 ⑪10点 ⑫20点	点

(V) 地域連携活動	
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○
1事例以上ある場合:10点	点

(III) 多様な働き方(※)	
①免許・資格取得、検定の受験勧奨に関する制度	
就業規則等で定めている	○
②利用者を職員として登用する制度	
就業規則等で定めている	○
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律	
就業規則等で定めている	
④フレックスタイム制に係る労働条件	
就業規則等で定めている	
⑤短時間勤務に係る労働条件	
就業規則等で定めている	
⑥時差出勤制度に係る労働条件	
就業規則等で定めている	○
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度	
就業規則等で定めている	○
⑧傷病休暇等の取得に関する事項	
就業規則等で定めている	○
⑨小計(注1)	5
点	点

(VI) 経営改善計画	
経営改善計画の提出を求められていない。または、経営改善計画の提出を求められているが、指定された期日までに提出している。	○
期限内に提出していない場合:-50点	点

(VII) 利用者の知識・能力向上	
前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方により公表している。	○
1事例以上ある場合:10点	点

(※) 8項目の合計点に応じた点数

(注1) 5以上:15点、4~3:5点、2点以下:0点

項目	点数
労働時間	5点 20点 30点 40点 55点 65点 80点 90点
生産活動	-20点 -10点 20点 40点 50点 60点
多様な働き方	0点 5点 15点
支援力向上	0点 5点 15点
地域連携活動	0点 10点
経営改善計画	0点 -50点
利用者の知識・能力向上	0点 10点

